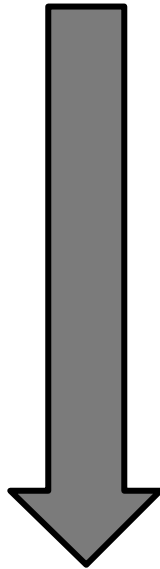


福島第一原發事故



損害

因果關係
事實的因果關係
相當因果關係

相当因果関係

事実的因果関係を前提に
賠償させることが
社会通念上相当か

中間指針

「社会通念上当該事故から
当該損害が生じるのが合理的
かつ相当であると判断される
範囲のもの」

区域外避難

放射線被曝の危険を回避する
ための避難行動が社会通念
上合理的であると認められる
場合」

(14回原賠審 「自主避難に関する論点」)

避難の合理性の判断の前提

原発事故と広範な放射性物質
という未曾有の事態に直面し
た個人の合理性

避難の合理性の判断の前提

晩発性影響 = 確率的リスク

避難する人とならない人が併存

避難の合理性の判断基準

社会的合意としての
放射線防護体系

放射線防護体系

ICRP

公衆の被ばく線量限度	1mSv / 年
現存被ばく状況における参考レベル	1-20mSv / 年のできるだけ下方部分 (1mSvが代表的値)

放射線防護体系 国内法令

公衆の被ばく線量限度	1mSv / 年を前提とする各種規制
放射線管理区域	1.3mSv / 3ヶ月 (5.2mSv / 年) 一般立入禁止、標識明示、 被ばく線量測定・記録、健康診断 年少者立入禁止
放射線業務従事者の 健康診断	5mSv未満は一部免除

避難の合理性の判断基準

低線量被ばくに関する知見

除染論

除染等の環境整備が計画的に行われる中で、現時点で放射線量が通常よりも高いことを理由に、自主的避難することをどう考えるか。

(主な論点)

除染論への反論

除染までは避難を
除染計画の現実性

避難しない者との関係

自主的避難者の数よりも避難せずに滞在していた者の数がかかるかに多い中で、避難した者に損害を賠償することをどう考えるか。

（主な論点）」

居住継続者にも賠償を